

一般不妊等治療費助成事業 (不妊治療・不育症治療費助成)

【事業の概要】

不妊症及び不育症の治療を受けている夫婦に対し、治療にかかる費用の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減を図ることを目的としている。

【経過】

- ・平成 26 年度：一般不妊治療費助成を開始（3 年間で限度に年度ごとに 3 万円）
- ・令和 2 年度：助成費を 3 万円から 8 万円に増額
新規で不育症治療費助成を開始（1 治療期間につき 5 万円）
- ・令和 4 年度：保険適用となる不妊治療が拡大されたことに伴い、助成対象を拡大するとともに助成期間の限度を撤廃（年度ごとに 8 万円を助成）

【取り組み状況】

令和 4 年度より保険適用となる不妊治療の対象が拡大され、これまで対象外だった体外受精なども助成対象となった。（令和 3 年度までは県の特定不妊治療費助成）

市の助成件数も増加しており、多くの方にとって負担軽減になっている。

<不妊治療> 年度ごとに 8 万円

年度	助成件数（実件数）	助成平均額（1 組あたり）
平成 26 年度	21 (20)	24,257
平成 27 年度	28 (24)	26,087
平成 28 年度	24 (23)	22,588
平成 29 年度	26 (24)	26,483
平成 30 年度	27 (27)	22,938
令和元年度	26 (26)	27,127
令和 2 年度	30 (30)	53,308
令和 3 年度	35 (34)	46,739
令和 4 年度	48 (35)	48,402
令和 5 年度（～9 月末）	12 (9)	33,555

<不育症治療> 1 治療期間ごとに 5 万円

年度	助成件数	助成平均額
令和 2 年度	3	22,827
令和 3 年度	4	33,162
令和 4 年度	2	37,345
令和 5 年度（～9 月末）	1	50,000